

許可証と番号標(仮ナンバー)の返納について

臨時運行許可を受けた方は、次の事項を守ってください。

- 1 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。
返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第35条第6項、同法第108条)
- 2 番号標を紛失した場合には警察署及び許可を受けた窓口への届出が必要です。
なお、番号標については実費相当額を弁償していただきます。
- 3 許可証及び番号標を開庁時間内に返納できない場合は、レターパックでの返納や市役所本庁舎夜間休日受付窓口への持参による返納も可能です。

許可を受けた窓口

✓	市民課	986-8501 石巻市穀町14番1号 TEL0225-95-1111
✓	河北 市民福祉課	986-0195 石巻市相野谷字旧会所前12番地1 TEL0225-62-2112
✓	桃生 市民福祉課	986-0313 石巻市桃生町中津山字江下10番地 TEL0225-76-2111
✓	蛇田支所	986-0868 石巻市恵み野2丁目11番地1 TEL0225-95-1442

石巻市